

医政発 0301 第 2 号
令和 6 年 3 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

新興感染症対応力強化事業の実施について

標記については、別添「新興感染症対応力強化事業実施要綱」を定め、令和 6 年 3 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別添

新興感染症対応力強化事業実施要綱

第1 協定締結医療機関施設・設備整備事業

1. 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、都道府県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

法第36条の3の規定に基づき、都道府県と協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者とする。

3. 事業内容

(1) 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

ア. 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

イ. 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
- ・病棟入り口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修 等

ウ. 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

ア. 簡易陰圧装置

イ. 検査機器（PCR検査装置）

ウ. 簡易ベッド

(2) 法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

ア. 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

ア. 検査機器（PCR検査装置）

イ. 簡易ベッド

ウ. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(3) 法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業

施設整備事業

個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

第2 感染対策等に係る研修事業

1. 目的

医療従事者等への感染対策等に係る研修を実施することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県

3. 事業内容

感染対策等に関する医師・看護師等の研修や医療関連サービス事業者の感染対策研修等とする。

①感染対策等に関する医師・看護師等の研修

（研修の例）

- ・医療機関に勤務する医療従事者や、医療機関と連携して新興感染症対応を

- 行う介護施設の職員、保健所の職員等を対象とした感染対策に関する研修
- ・ 新興感染症発生・まん延時のG—M I S・感染症サーベイランスシステムを活用した報告等の方法等に関する研修
 - ・ 医療機関の事務職員を対象とした感染対策に関する研修（院内感染対策、個人防護具の着脱等の使用方法・備蓄の管理方法等） 等

②医療関連サービス事業者等の感染対策の研修

（研修の例）

- ・ 医療関連サービスに従事する職員（委託事業者の職員を含む。）を対象とした感染対策に関する研修（院内感染対策、個人防護具の着脱等の使用方法・備蓄の管理方法等） 等